

「建築物における駐車施設の附置等に関する条例（附置義務条例）」等を改正します

令和 8 年 10 月 1 日施行
(令和 8 年 4 月 1 日一部施行)

1. 附置義務条例とは

- 大和市では、駅周辺における路上駐車解消や道路交通の円滑化を目的として、「附置義務条例」を 1994 年（平成 6 年）に施行し、運用しています。
- 附置義務条例では、駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域において、一定規模以上の店舗や事務所等、自動車の駐車需要を生じさせる建物用途で新築等を行う場合には、床面積に応じた駐車台数の設置を義務付けています。

■条例の対象となる建築物

(特定用途部分の床面積) + (非特定用途部分の床面積) × 0.5 が 2,000 m² を超える建築物

☞ 特定用途、非特定用途については別紙「大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の概要」をご覧ください。なお、共同住宅は、本条例の対象外です。

2. 主な改正内容



1. 車椅子使用者の駐車施設の変更

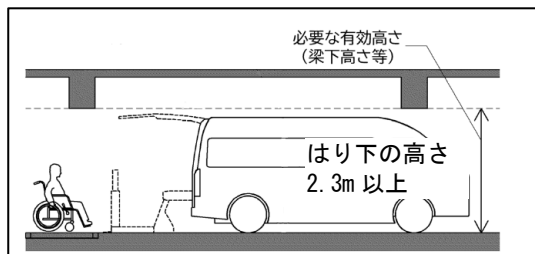
令和 8 年 10 月 1 日以降の新築等の着手が対象

(1) 駐車スペースの高さの規定の新設

条例第 9 条の改正

- 新たにはり下の高さ 2.3 メートル以上とする規定を追加します。

	幅	奥行き	高さ
改正前	3.7m 以上	6.0m 以上	規定なし
改正後	3.7m 以上	6.0m 以上	<u>2.3m 以上</u>



(2) 台数基準の変更

規則第 5 条の改正

- 次のとおり、設置台数を改正しました。

	車椅子使用者用駐車施設の設置台数		
改正前	附置義務台数 × 1%		
改正後	附置義務台数	200 台以下	附置義務台数 × 2%
		200 台超	2 台 + 附置義務台数 × 1%

【参考】車椅子使用者駐車施設台数の一例

全体台数	車椅子使用者駐車施設台数	
	改正前	改正後
50 台	1 台	1 台
100 台	1 台	2 台
200 台	2 台	4 台

2. 廃止届の新設

条例第 13 条の新設

令和 8 年 10 月 1 日以降の駐車施設の廃止が対象

- 既存の駐車施設のストックを把握するため、新たに駐車施設の廃止届に係る規定を追加します。（廃止後 10 日以内に届出書を提出）

※ そのほか、駐車場法施行令の改正に併せた特定用途の定義に係る改正を行います。（令和 8 年 4 月 1 日施行）文言の整理であり、内容の変更はありません。

お問い合わせ先(大和市役所)

大和市下鶴間一丁目1番1号 本庁舎4階
まちづくり計画課 (電話)046-260-5430

附置義務条例のHPはこちら→

